ノーモア・ミナマタ第２次訴訟

公正な判決を求める署名のお願い

～水俣病問題の最終解決のために～

ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議

１９５６年５月１日，水俣病の発生が公式に確認されました。

１９６５年６月１２日，第二の水俣病である新潟水俣病が公表されました。

　２００４年，水俣病関西訴訟最高裁判決において，加害企業チッソ，国，熊本県が水俣病の発生・拡大について法的な責任を負うことが確定しました。

２０１０年に成立した「水俣病被害者救済特別措置法」によって，約５５，０００人が水俣病被害者として救済され，水俣病の汚染と被害の広がりが明らかになりました。しかし，国がわずか２年半で特措法の救済の受け付け窓口を締め切ってしまったため，多くの被害者が今なお救済の枠外に放置されています。

この間，加害企業チッソ・昭和電工，国，熊本県は水俣病の被害をいかに小さく見せ，いかに補償金を抑えるかに奔走し，抜本的な施策を行ってきませんでした。

　水俣病被害者は，四肢末梢の感覚障害，手足のしびれ，頭痛，耳鳴り，運動失調などの身体的障害に加え，いわれのない差別・偏見を受け精神的・社会的に苦しめられています。

そのような水俣病被害者が加害企業チッソ，国，熊本県に対して補償を求め熊本地方裁判所（原告１，４９１名），東京地方裁判所（原告８２名），大阪地方裁判所（原告１３７名）において訴訟を提起し，現在審理が係属中です。新潟水俣病についても取り残された多くの水俣病被害者が加害企業昭和電工と国に対して補償を求め新潟地方裁判所（原告１４７名）において訴訟の審理中です（原告数はいずれも２０１９年９月末現在）。

水俣病問題には，被害に見合う賠償のほか，被害者が人間らしく生きるための福祉政策の充実，環境復元，地域のもやい直し（絆の再生）等の数多くの課題が残されています。

これらの課題を解決するには，上記各裁判所において被害の実態に向き合った公正な判決を下すことが必要不可欠です。

そのためには，水俣病問題が国民的課題であり，多くの方々がこの判決に注目していることを裁判所に示し，裁判所が公正な判決を下せるよう，裁判所の背中を押すことが欠かせません。

公正な判決を求める署名に，どうかご協力くださいますよう心からお願い申し上げます。

署名の趣旨に賛同いただいた方々

猪　飼　隆　明（大阪大学名誉教授）　　加　藤　登紀子（歌手）

Ｃ．Ｗ．ニコル（作家）　　　　　　　　小　室　　　等（音楽家）

中　島　岳　志（東京工業大学教授）

平　田　オリザ（劇作家，大阪大学ＣＯデザインセンター特任教授）

三　枝　三七子（絵本作家）　　　　　　水戸岡　鋭　治（デザイナー）

宮　本　憲　一（大阪市立大学名誉教授）森　岡　正　博（早稲田大学教授）

山　口　二　郎（法政大学教授）　　　　山　田　洋　次（映画監督）

葉　　　祥　明（絵本作家）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（５０音順，敬称略）

ノーモア・ミナマタ第２次訴訟

公正な判決を求める要請署名

熊本地方裁判所民事第２部

東京地方裁判所民事第１０部

東京地方裁判所民事第４２部

大阪地方裁判所第９民事部

新潟地方裁判所民事第２部

　１９５６年に公式確認された水俣病は，６０年以上を経てもなお多くの被害者が救済の枠外におかれ放置されています。

２０１０年に成立した「水俣病被害者救済特別措置法」によって約５５，０００人が水俣病被害者として救済され，これまでに約７３，０００人の方々が水俣病被害の補償を受けるに至っています。しかし，いまだに補償を受けられずに取り残された水俣病被害者が救済を求めています。

水俣病被害者は，四肢末梢の感覚障害，手足のしびれ，頭痛，耳鳴り，運動失調などの身体的障害に加え，地域，家族・親戚，職場等でいわれのない差別・偏見を受け精神的・社会的に苦しめられています。

その方々が加害企業チッソ・昭和電工，国，熊本県に対して補償を求めたノーモア・ミナマタ第２次訴訟（熊本，東京，大阪，新潟の各地裁の原告は１，８５７名，２０１９年９月末現在）において審理を担当された裁判官みなさまのご努力に対し，心から敬意を表します。

裁判の公正こそが水俣病問題の最終解決を導く大きな指針となることは疑う余地はありません。

**貴裁判所が，公正な判決を示されるよう要請いたします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 住　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

【取扱い団体】

|  |  |
| --- | --- |
| 署名集約先 | 新潟水俣病共闘会議〒９５０－０９６５　新潟市中央区新光町６－２　☏ ０２５－２８１－２４６６　ＦＡＸ ０２５－２８１－８１０１ |